

ご参考

法定相続の順位と相続分について

「遺言書」なしに相続が発生した場合、「法定相続」に基づき、相続人の間で財産の分割協議が行なわれます。法定相続では、相続人の順位とその相続分を次のように定めています。

法定相続人	法定相続分	
配偶者	常に相続人(婚姻届けを出している人に限る) 子、親、兄弟姉妹がいけない 子がいる 子はいないが親がいる 子も親もいないが兄弟姉妹がいる	全部 2分の1 3分の2 4分の3
第1位	子(すでに死んでいる場合は孫) 配偶者がいる 配偶者がいけない	2分の1 全部
第2位	親(すでに死んでいる場合は祖父母) 配偶者がいる 配偶者がいけない	3分の1 全部
第3位	兄弟姉妹(すでに死んでいる場合はその子) 配偶者がいる 配偶者がいけない	4分の1 全部

参考：星野哲著『遺贈寄付』幻冬舎2018

* 同順位の相続人が複数いる場合は均分となります。

* 配偶者、または上位の順位の血族がある場合は、遺言による指定が無い限り、下位の順位の血族は相続人になりません。

* 代襲相続人の相続分は、その親（被代襲者）が受けるべきであった相続分と同じになります。

遺留分について

配偶者、子、両親などの法定相続人がいる場合、遺言書の内容によらず、法定相続人には遺産の一定の割合を請求する権利が認められています。この割合を遺留分といいます。

遺言書の内容を問わず、遺留分が請求されると一定の割合で請求した人がその侵害分を取り戻すことができます。将来のトラブルを避けるためにも、遺言書作成に際しては、相続人の遺留分に配慮して慎重にご検討ください。

現金以外の寄付について

土地や債券など、現金以外の資産の寄付を検討されている場合、遺贈担当までお問い合わせください。

使い道のご指定について

できる限りご意思に沿う形で活用させていただきます。しかしながら、相続開始時の状況により、緊急性の高いものや有効な手段が異なる可能性がございます。詳しくは遺贈担当までお問い合わせください。

お願い：遺言執行者へご連絡が行くようにご用意をお願いします

遺言書を作成しても、遺言執行者にご逝去の知らせがないと、遺言の執行ができません。せっかくのご意志が実現できないことがあります。遺言書をお作りになったら、ご家族や信頼できる方に、遺言執行者へ連絡する手順を伝えておきましょう。